平成２８年（フ）第１１１３号
千葉県市川市曽谷７丁目６番９号
債務者　山崎　　茜（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４２号
千葉県市川市鬼越２丁目21番６号　（メゾン狩野101号）
債務者　山田　　幹
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１５３号
千葉市美浜区幕張西１丁目７番８号　みはる荘202号
債務者　菅原　芳子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１５７号
千葉県船橋市宮本７丁目１番１―401号
債務者　小宮百合子（旧姓行木）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９９号
千葉県船橋市若松２丁目６番１棟735号
債務者　木村　三男
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２２４号
千葉市稲毛区山王町76番地31
債務者　若菜　謙二
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３９号
愛知県あま市西今宿梶村二１番地５
債務者　加藤　　直
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４０号
愛知県あま市西今宿梶村二１番地５
債務者　加藤　時子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１号
滋賀県近江八幡市八幡町252番地35
債務者　井上　義昭
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４６８号
兵庫県加古川市平岡町二俣89番地の１
債務者　野々村和行
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２４１号
長崎県長崎市南が丘町６番21号　小柳アパート201
債務者　右田　信子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
秋田市新屋町字新町後252番地15　レオパレスＭＤＡⅡ　101
債務者　阿部　和司
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８号
秋田市土崎港北３丁目11番10号
債務者　鈴木　賢司
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９号
秋田市寺内後城６番59号
債務者　船木　　武
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８７号
秋田県潟上市昭和大久保字北野武利子沢61番地１　新関団地5206号
債務者　菅原　昌子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅２棟７号
債務者　櫻田　曜子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０４号
福島県伊達市月舘町御代田字久保94番地５
債務者　李　　璟遠
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
茨城県鹿嶋市大字荒野1641番地10
債務者　小堤　光晴
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部